

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県優良防犯施設認定規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例に基づく優良防犯施設の認定（以下「認定」という。）又はその取消しに関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

(1) 認定の対象

ア 学校（大学を除く。）及び専修学校（高等課程を置くものに限る。）並びに児童福祉施設

イ 共同住宅

ウ 自動車駐車場及び自転車駐輪場（住宅の附帯設備等として設置されるものを除く。）

エ 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。）において小売業を営む者並びに銀行その他の金融機関及び貸金業者の店舗

(2) 認定の申請

ア 認定は、(1)に掲げる施設を設置し、又は管理する者からの申請により行う。

イ 申請に当たっては、申請書のほか施設の所在地を明らかにする図面、申請施設を構成する建築物等の配置を明らかにする図面その他認定基準を満たしていることを証する図面を添付する。

(3) 認定

ア 認定は、知事が別に定める認定基準に基づき、書類及び現地審査により行う。

イ 知事は、認定したときは申請者に認定証を交付し、認定した旨をインターネット等により公表する。

(4) 変更等の届出

ア 施設管理者等は、申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに届出書を知事に提出しなければならない。

イ 施設管理者等は、認定施設を廃止したときは、速やかに、届出書を知事に提出するとともに、認定証を返納しなければならない。

(5) 認定の取消し

知事は、認定を取り消したときは、その旨をインターネット等により公表する。

(6) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

知事が措置入院させた麻薬中毒者の入院に要する費用として徴収する額の認定の基準を改める等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 措置入院に要する費用の徴収額の認定基準の所得税額を147万円（現行 150万円）とする。

(2) 麻薬卸売業者等の免許申請の手續に関する規定について、所要の規定の整備を行う。

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受ける措置入院者に係る措置入院に要する費用の徴収については、生活保護法による保護を受ける措置入院者と同様の取扱いとする。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料

の原材料としての利用の促進に関する法律が施行され、林業・木材産業改善資金の貸付対象者が拡大されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 認定農商工等連携事業に林業・木材産業改善措置を支援するための措置が含まれている場合において、当該措置を行う認定中小企業者を林業・木材産業改善資金の貸付対象者に加える。
- (2) 次の表の左欄に掲げる資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間は、同表の中欄及び右欄のとおりとする。

認定農商工等連携事業を実施するのに必要な資金	12年以内	5年以内
認定生産製造連携事業計画に従ってバイオ燃料製造者の需要に的確に対応した農林漁業有機物資源の生産を図るための措置等を実施するのに必要な資金	12年以内	3年以内

- (3) 鳥取県林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書の特約条項を新たに定める。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。